

習志野市選挙管理委員会議事録

令和2年度第6回定例選挙管理委員会

○開催日

令和2年9月1日(火)午前9時～午前9時45分

○場所

市役所2階会議室4

○委員

4名中「出席4名」「欠席0名」

役職	氏名	出欠	備考
委員長	金子 光 雄	出席	
委員長職務代理者	田 畑 富三夫	出席	
委員	中 野 隆	出席	議事録署名
委員	染 谷 雅 美	出席	

○付議事項と審議結果

上程4件中「承認4件」「不承認0件」「審議未了0件」

付議事項	審議結果
議案第11号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて	承認
議案第12号 選挙人名簿から抹消することについて	承認
議案第13号 在外選挙人名簿から抹消することについて	承認
議案第14号 直接請求に必要な選挙人の数の決定について	承認

＜ 発 言 要 旨 ＞

【委員長】

只今より、令和2年度第6回定例選挙管理委員会を開会します。

会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により、中野委員を指名します。

本日の議題は、選挙人名簿に登録する者を定めることについて他3件であります。

今回は定時登録です。

一括して事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案11号から議案13号について事務局長より説明する。
(選挙人登録名簿、抹消選挙人名簿、抹消在外選挙人名簿を回付して確認する。)

【委員】

登録前抹消者が2名いますが、どういった事由ですか。

【事務局】

失権者で、選挙権を有しない者が他市より転入してきたことによる登録前抹消です。

市内に転入した時点で、すでに失権者であった者で、転入し3か月が経過後の定時登録時に、引き続き失権者であった場合は、選挙人名簿への登録資格を有していないことになるため、登録前抹消を行い選挙人名簿への登録を行いません。

今回は、そういった事由の者です。

【委員】

元々、習志野市の選挙人名簿に登録されていた者が失権者になった場合はどういった処理になりますか。

【事務局】

その場合は、選挙人名簿に失権者である旨の表示を行い、抹消は行いません。

ただし、選挙時は失権者が投票できないように、投票システムにおいて画面に投票できない旨が表示されます。

【委員】

刑の執行が猶予されている時も、投票ができなくなりますか。

【事務局】

執行猶予の場合は、投票ができます。

【事務局】

失権者処理は、どのようなタイミングで終了しますか。

【事務局】

刑が終了すると、該当選挙人の本籍地の戸籍担当課より、刑終了の通知が来るのでこれにより解除を行います。

【委員長】

他に、質疑ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

質疑なしと認めます。

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

ないようですので原案のとおり決定します。

次に「議案第14号 直接請求に必要な選挙人の数の決定について」を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「議案第14号 直接請求に必要な選挙人の数の決定について」を事務局長より説明する。

【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

質疑なしと認めます。

その他、事務局より何かあればお願いします。

【事務局】

その他として、2点、ご報告させていただきます。

1点目は、永年功労表彰についてです。

多年にわたり委員を務められた功績が認められ、田畑委員、中野委員、染谷委員が全選連(全国市区選挙管理委員会連合会)から表彰されました。

おめでとうございます。

2点目は、習志野市議会第3回定例会についてです。(議案概要を配布)

本日、10時に招集され、会期は9月30日まで、計27件の議案が提案されます。

6月議会と同様に、新型コロナウイルス感染症対策を講じた議会運営です。

事務局からは以上です。

【委員長】

他に何かありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

以上をもちまして、第6回定例会を閉会します。